

下呂市公共施設照明設備LED化事業プロポーザル実施要領

1 目的

公共施設からの二酸化炭素排出量の削減及び経費削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

本要領は、その事業にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本事業に最も適した提案者を決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

下呂市公共施設照明設備LED化事業（南部地区）

(2) 事業内容

別紙1「下呂市公共施設照明設備LED化事業仕様書」のとおり

(3) 対象施設

別紙3「対象施設一覧」のとおり

(4) 照明器具の種別及び数量

「既設照明・提案照明一覧（様式7）」のとおり

※「既設照明・提案照明一覧（様式7）」については、本市ホームページには掲載せず、参加資格があると認められた者に別途配布する。なお、本市の都合により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。ただし、「(7) 提案上限額」で示す全対象施設の賃貸借料の総額の上限額を超えることはない。

(5) 契約方式

賃貸借契約

※本契約は地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

※本契約終了後、賃貸借対象物件については市に無償譲渡すること。

なお、当該賃貸借対象物件にかかる賃貸借期間中の固定資産税については、賃貸人に課税されないものとする。

(6) 賃貸借期間

リース開始日より、順次10年間（120か月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和10年9月1日までには開始することとする。

なお、各施設の施工及び賃貸借開始のスケジュールについては、事業者提案及び本市との協議により決定することとする。

(7) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

全対象施設の賃貸借料の総額

1,540,308千円

内訳① 「別紙3 対象施設一覧」で示す「グループ番号①」の合計金額
949,454千円

内訳② 「別紙3 対象施設一覧」で示す「グループ番号②」の合計金額

357,610千円

内訳③ 「別紙3 対象施設一覧」で示す「グループ番号③」の合計金額
233,244千円

※全対象施設の賃貸借料の総額の上限額を超えないようにすること。また、契約に係る協議の際に実施グループ間の移動等、本市の指示による内容変更が生じた場合は各グループの合計金額を変更する。

※消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により対応を決定する。

3 業者選定方法

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定

下呂市公共施設照明設備LED化事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、技術提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最も適当な者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点者を選定する。

審査の結果、その評価が一定の基準に満たなかった場合は、優先交渉権者及び次点者を特定しない。また、技術提案書等を提出する者が1者の場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

(3) 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。なお、本市との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

① 本事業で必要とする役割と分担業務は次のとおりとする。

(ア) リース役割… 照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続

(イ) 調査設計役割… 調査設計に関する業務

(ウ) 施工役割… 照明器具の更新工事に係る全ての業務

② 補足事項

(ア) 構成員とは、①の（ア）～（ウ）の役割を担う事業者をいい、各構成員の下請となる事業者は含まない。

(イ) グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。

(ウ) 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。

(エ) 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

(オ) 参加表明書の提出後は、提案者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

(4) 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。なお、提案採用者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加者は、その参加資格を失うものとする。
- (ア) 下呂市入札参加資格者名簿に登録されていること。(参加表明書の提出期限までに登録した事業者も認める)
 - (イ) 下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領(平成19年下呂市告示第84号)第2条に基づく資格停止を受けていないこと。
 - (ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (オ) 下呂市税の滞納がないこと。
 - (カ) 下呂市暴力団排除条例(平成24年下呂市条例第5号)第2条第1号から第3号に該当しないこと。
- (2) 施工役割を担う事業者は、(1)に加えて、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業の許可のうち、電気工事にかかる建設工事の許可を受け、下呂市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者で、最新の経営事項審査結果のうち、電気工事における総合評定値が600点以上の者。また、下呂市内に下呂市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店を有すること。なお、建設業法第26条に定める主任(監理)技術者を配置すること。

4 スケジュール

内 容	日 時 等
実施要領等の公開	令和8年1月23日(金)
質問書提出期限	令和8年2月6日(金)
質問に対する回答	令和8年2月13日(金)
参加表明書等の提出期限	令和8年2月18日(水)
参加資格確認結果発表(通知)	令和8年2月24日(火)
技術提案書等の提出期限	令和8年4月13日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年4月20日(月)
結果発表(公表・通知)	令和8年4月27日(月)

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

5 質問の受付・回答

(1) 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式1)により、「19

問い合わせ及び書類の提出先」宛てにメールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。件名は「【法人名】下呂市公共施設照明設備LED化事業（南部地区）プロポーザルに関する質問」とすること。また、質問事項は本実施要領・仕様書に関する内容のみとし、電話・FAXによる質問は受け付けないものとする。

(2) 提出期限

令和8年2月6日（金） 午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和8年2月13日（金）までに本市ホームページで公表する。質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。また、質問の回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

次について、正本各1部及び電子データを作成して提出すること。（電子データの提出は電子メール可とする。）

① 参加表明書（様式2）

② グループ構成表（様式3）

「3 業者選定方法」「(3) 参加形態①」に示す、役割ごとのグループの構成員を明らかにすること。

③ 委任状（様式4）

本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年2月18日（水） 午後5時まで

(3) 提出方法

下呂市役所下呂庁舎2階 財務課へ持参、メール又は郵送すること。郵送する場合は受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話等により到着、受信状況の確認をすること。（閉庁時間を除く）

7 参加資格確認結果の通知

(1) 通知日

令和8年2月24日（火）までに通知

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。なお、参加資格が認められた応募者に対しては、「既設照明・提案照明一覧表（様式7）」を併せて送付する。

8 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類のうち「④既設照明・提案照明一覧表（様式7）」を除く①～⑧について、インデックスを付け順に左綴じで、1冊にまとめて提出すること。

- ① 技術提案書提出届（様式5）
- ② 技術提案書（任意様式）
- ③ 事業実績調書（様式6）
- ④ 既設照明・提案照明一覧表（様式7）
- ⑤ 削減効果一覧表（様式8）
- ⑥ 見積書（任意様式）
- ⑦ 商業登記簿謄本

技術提案書提出日の3ヶ月以内に発行されたもの。

- ⑧ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたもの。

- (2) 提出期限

令和8年4月13日（月） 午後5時まで

- (3) 提出方法

下呂市役所下呂庁舎2階 財務課へ持参又は郵送すること。郵送の場合も受付期間内に必着のため、到着したことを担当窓口へ電話等で確認すること。（閉庁時間を除く）

- (4) 提出部数

正本1部、④を除く①～⑥の書類（副本）8部

④の電子データ（CD-R）一式

9 技術提案書等作成要領

- (1) 技術提案書の規格

①技術提案書は任意様式とし、用紙の規格は、日本産業規格A4版とすること。なお、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に織り込むことも可能とする。

②最大10ページ以内とし、A3版を織り込む場合は、片面につき2ページ分と換算すること。

③文字サイズは原則11pt以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

- (2) 技術提案書の構成

別紙1「下呂市公共施設照明設備LED化事業仕様書」の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

- ①導入スケジュール

別紙4「スケジュール予定」を参考に、現地調査、詳細協議、契約の締結、更新作業及び賃貸借開始等の一連の工程内容を記載すること。

- ②施工計画に関する提案

- (ア) 施工方法・作業期間

施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点を記載すること。

- (イ) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法及び基準値等について記載すること。

(ウ) 連絡体制

災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

③使用機器に関する提案

施設、用途、器具種別、その他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。

また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、(1)に規定する書式にはよらず枚数にも含めないものとする。ただし、枚数が過剰とにならないよう簡潔にまとめること。

④物品保守に関する提案

(ア) 保守体制

不具合時の対応体制等について記載すること。

(イ) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

⑤その他の提案

①～④までの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。(例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加等)

(3) 見積書の内訳

別紙3「対象施設一覧」で示す施設ごとの金額及び照明器具ごとの単価（機器費、更新工事費及び諸経費等を含む。）が分かる内訳明細書を添付すること。ただし、大規模な仮設足場等で照明器具の単価として加算することがふさわしくないものについては、別項目で計上するものとする。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 実施日

令和8年4月20日（月）（予定）

(2) 場所

下呂市役所下呂庁舎3階 3-1会議室

(3) 出席者

出席者は5名以内とし、説明は本事業に主に携わる予定の担当者を主とすること。

(4) 備考

- ①参加表明書等の受付順により、1者30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。
- ②プレゼンテーションは、提出した技術提案書等の内容に基づく説明を基本とするが、必要に応じてパワーポイント等の活用を可とする。ただし、内容については、提出書類に記載された範囲内で、説明用に編集を加えたものとする。
- ③会場には、モニター又はスクリーン及びプロジェクターを準備する。パソコン等の必要機器は提案者の持ち込みとする。

- ④発表前の機材準備の時間は10分程度とし、発表時間に含まない。
 - ⑤説明に用いたパワーポイント等のデータは、プレゼンテーション及びヒアリング審査の終了後にCD-Rで提出するものとする。
 - ⑥プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。
- ※詳細については応募者に別途通知する。

1.1 評価項目及び採点方法

- (1) 別表1「評価基準」に基づいて審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を優先交渉権者とし、次に高かった者を次点者とする。
- (2) 最高得点の者が同点の場合は、委員長が決定する。

1.2 審査結果

審査結果は文書にて応募者全てに郵送し、本市ホームページで公開する。また、審査結果について、異議申立ては認めない。

1.3 審査委員会

提案採用者の候補を選定するため、下呂市公共施設照明設備LED化事業業者選定評価委員会を設置する。なお、審査委員会の構成は非公表とする。

1.4 参加報酬の有無

本プロポーザルの応募に係るすべての経費は、応募者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

1.5 参加に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。ただし、採用案の著作権は本市に帰属する。

(2) 特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(3) 本市が提供する資料の扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(5) 複数参加の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

(6) 提出書類の変更の禁止

提出された技術提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、内容を確認するため、本市が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

1.6 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

本市及び優先交渉権者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は、各施設について現地調査を行った上で、見積書を提出すること。なお、公表するデータ「既設照明・提案照明一覧表（様式7）」は施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことに留意すること。また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。

(3) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

(ア) 締結時期

グループ番号① 令和 8年12月（予定）

グループ番号② 令和 9年 7月（予定）

グループ番号③ 令和10年 2月（予定）

(イ) 契約の概要

技術提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

(ウ) 契約金額

技術提案書等で提示された金額をもとに、協議により決定する。

(エ) 事業実施におけるリスク分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別紙2「予想されるリスクと責任分担」によることとし、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議して対応するものとする。

(オ) その他

「1.7 資格喪失」に該当する場合で、優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合は、次点者との協議を行うことがある。

1.7 資格喪失

(1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。

(3) 「1.6 契約に関する事項（2）」で行う協議が整わなかったとき。

18 その他

- (1) 参加表明書等提出以降に辞退する場合は、技術提案書等提出期限の前営業日までに辞退届（様式9）を持参又は郵送（必着）にて提出すること。
- (2) 下呂市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示（決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示）の対象文書となる。ただし、業務上競争又は事業運営等に支障を来すと認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

19 問い合わせ及び書類の提出先

〒509-2295

岐阜県下呂市森960番地

下呂市まちづくり推進部財務課（下呂市役所下呂庁舎2階）

Tel : 0576-24-2222 Fax : 0576-25-3250

Mail : gco000004@city.gero.lg.jp

(別表1) 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
業務実績及び経験	リース役割を担う事業者の事業実績	国又は地方公共団体が発注したリースによる公共施設のLED化事業で、平成27年4月1日以降に賃貸借を開始した実績はあるか。また、その請負金額、件数はどの程度か。	5
	調査設計役割を担う事業者の事業実績	国又は地方公共団体が発注した公共施設LED化整備事業又は工事で、平成27年4月1日以降に設計業務を受注又は調査設計役割で事業に参加した実績があるか。また、その事業ごとの対象施設数等、件数はどの程度か。	5
	施工役割を担う事業者の事業実績	国又は地方公共団体が発注した電気工事で、元請けとして平成27年4月1日以降に工事を完了・引き渡した実績があるか。そのうち、本市が発注した工事はどれだけあるか。	10
	施工役割を担う事業者の業務担当者の実績	国又は地方公共団体が発注した電気工事で、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として配置された実績があるか。そのうち、本市が発注した工事はどれだけあるか。	10
業務の提案内容	施工の計画	施設運営への影響に配慮された計画となっているか。	5
	品質管理	施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。	5
	器具の選定方法	本市にとって有益性のある観点で器具選定を行っているか。	5
	維持管理体制	不具合等が発生した際に、迅速に対応できる体制となっているか。	5
	維持管理内容	本市にとって有益性のある保守内容となっているか。	5
	環境対策・省エネ性能	現状からどれだけ電気料金や二酸化炭素排出量が削減される見込みなのか。	5
	見積額	事業コストを削減する工夫がされているか。 ・(最低見積価格/当該事業者の見積価格)×15 点で計算。端数は切り捨てとする。	15
市が提示する「提案上限額」からどれだけ削減しているか。 ・削減率が10%以上の場合、15点(満点)とする。 ・削減率が0%以上10%未満の場合、(1-(当該事業者の見積価格/提案上限額))×10×15点で計算。端数は切り捨てとする。		15	
創意工夫	上記以外の内容で、本市にとって有益性のある提案がなされているか。	10	
合 計			100